

柳川市内の保育施設等における災害発生時等の対応ガイドライン

1 目的

自然災害に伴う災害発生時、保育施設等（保育所・認定こども園）には園児や保育従事者の生命と身体の安全を守るため、早急な判断と対応が求められる。

そこで、柳川市内において、各保育施設等の存在する地区に災害が発生した場合又は発生しうると予想された場合の保育施設等（保育所・認定こども園）の対応についてガイドラインを定めるものとする。

なお、保育所型認定こども園を除く認定こども園については、学校教育法施行規則第63条に基づき臨時休園を行うことができるが、可能な限り、本ガイドラインに準拠した対応を求めるものとする。

2 災害発生時等の対応

(1) 台風・大雨の場合

台風や大雨により「【警戒レベル3】高齢者等避難」以上が発令された場合の該当地区に所在する保育施設等は次のとおり対応する。

	警戒レベル (避難情報等)	保育施設等の対応
開園前	警戒レベル3 (高齢者等避難) 警戒レベル4 (避難指示)	・当該日は休園とする。 ・保護者へ休園の連絡をする。 ※午前6時時点の状況にて判断するが、開園時刻までの間に【警戒レベル3】以上の避難情報の発令が解除された場合であっても当該日は休園とする。
開園中	警戒レベル5 (緊急安全確保)	・原則、予め保護者へ周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。但し、他の避難所又は園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。 ・保護者へ「施設等の状況の連絡」と「安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」をする。

※台風の接近に伴い、市内小・中学校で休校措置が決定された場合、当該休校日は規模を縮小しての保育とする。

※公共交通機関の計画運休が実施されるなど、事態の悪化が想定されるような場合には、【警戒レベル3】の避難情報の発令前に休園とすることがある。

(2) 地震の場合

最大震度5弱以上の地震が発生し、それにより施設の運営が困難となった場合の保育施設等は次のとおり対応する。

なお、施設の運営が困難となった場合とは以下のような場合を想定。

- ・施設や施設近隣の被害状況により、安全が確保できないような場合
- ・ライフライン（電気・ガス・水道）が寸断され使用できないような場合
- ・保育を行うに必要な職員体制の確保が困難な場合

	地震の規模	保育施設等の対応
開園前	震度5弱以上	・当該日は休園とする ・保護者へ休園の連絡をする。
開園中		・避難場所への避難が必要な場合は各保育施設等が策定する避難確保計画に基づき避難所等へ避難する。 ・保護者へ「施設等の状況の連絡」と「安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」をする。

※開園の判断は各保育施設にて行う。

(3) 津波の場合

津波浸水想定区域で津波警報発表に伴う避難指示が発令された場合の津波浸水想定区域に所在する保育施設等は次のとおり対応する。

	津波予想	保育施設等の対応
開園前	津波警報 (避難指示発令)	・当該日は休園とする ・保護者へ休園の連絡をする。
開園中		・避難場所への避難が必要な場合は各保育施設等が策定する避難確保計画に基づき避難所等へ避難する。 ・保護者へ「施設等の状況の連絡」と「津波警報発表に伴う避難指示解除後のお迎えの依頼の連絡」をする。

※津波警報発表に伴う避難指示解除後の開園の判断は、安全確認の上各保育施設にて行う。

4 保護者及び職員への周知

- ・市は文書やホームページ等で本ガイドラインの保護者周知を行う。
- ・保育施設等は、入園時のしおりや園だより、メール配信等で適時、保護者への周知に努めるものとする。
- ・保育施設等は、緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等を予め定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。